

(法第10条第1項関係様式例)

令和6年度事業計画書

成立の日から令和7年3月31日まで

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人いとしまこども食堂ほっこり

1 事業実施の方針

すべての子ども達に、食事や学習指導、居場所を提供し、子どもたちの豊かで充実した生活と社会づくりに寄与することを事業実施の方針とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業 費の 予算 額 (千円)
1. 子ども食堂の運営及び企画に関する事業	子ども食堂の運営及び企画					
2. フードバンクの運営及び企画に関する事業	フードバンクの運営及び企画					
3. 未就学児の保育及び児童の学習支援に関する事業	学生ボランティアや地域住民ボランティアによる学習指導及びレクリエーション活動	月 1 回	糸島 市及 び近 郊	50人	イベント参加者 100人～300人	1 8 0 0
4. 地域住民の居場所及びまちづくりに関する事業	地域の憩いの場づくりとしてイベントの開催					

<p>5. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業</p> <p>6. 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業</p> <p>7. 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業</p> <p>8. 障害者総合支援法に基づく障害児相談支援事業</p> <p>9. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業</p> <p>10. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業</p> <p>11. 就労移行、就労継続支援事業所、生活介護事業所等の経営及び運営に関する事業</p> <p>12. 障害者雇用支援事業</p> <p>13. その他目的を達成するために必要な事業</p>	<p>5から12の事業については実施予定なし。</p> <p>13の事業については、上記1から4までの事業に附随したイベント予告等を当法人ホームページやSNS等を使い行う予定。</p>				
--	--	--	--	--	--

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 4 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。

(法第10条第1項関係様式例)

令和7年度事業計画書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人いとしまこども食堂ほっこり

1 事業実施の方針

すべての子ども達に、食事や学習指導、居場所を提供し、子どもたちの豊かで充実した生活と社会づくりに寄与することを事業実施の方針とする。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の 事業名	事業内容	実施 予定 日時	実施 予定 場所	従事者 の予定 人数	受益対象者 の範囲及び 予定人数	事業 費の 予算 額 (千円)
1. 子ども食堂の運営及び企画に関する事業	子ども食堂の運営及び企画					
2. フードバンクの運営及び企画に関する事業	フードバンクの運営及び企画					
3. 未就学児の保育及び児童の学習支援に関する事業	学生ボランティアや地域住民ボランティアによる学習指導及びレクリエーション活動	月 1 回	糸島 市及 び近 郊	80人	イベント参加者 200人~400人	2 1 3 0
4. 地域住民の居場所及びまちづくりに関する事業	地域の憩いの場づくりとしてイベントの開催					

5. 障害者総合支援法に基づく障害福祉サービス事業					
6. 障害者総合支援法に基づく地域生活支援事業					
7. 障害者総合支援法に基づく一般相談支援事業	5から12の事業				
8. 障害者総合支援法に基づく障害児相談支援事業	業については実施予定なし。				
9. 児童福祉法に基づく障害児相談支援事業					
10. 児童福祉法に基づく障害児通所支援事業	13の事業				
11. 就労移行、就労継続支援事業所、生活介護事業所等の経営及び運営に関する事業	については、上記1から4までの事業に附随したイベント予告等を				
12. 障害者雇用支援事業	当法人ホームページやSNS等を				
13. その他目的を達成するために必要な事業	使い行う予定。				

(備考)

- 1 設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書をそれぞれ別葉として作成する。
- 2 2は、(1)には特定非営利活動に係る事業について区分を明らかにして記載する。
- 3 2の(1)については事業毎に定款の事業名、事業内容、実施予定日時、実施予定場所、従事者の予定人数、受益対象者の範囲及び予定人数並びに事業費の予算額をそれぞれ記載する。
- 4 2の(1)のうち「受益対象者の範囲及び予定人数」の欄には、具体的な受益対象者及び予定人数を記載する。